

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>建築主事または構造計算適合性判定資格者については、構造設計一級建築士講習において、構造関係規定に関する科目を免除すべきではないか。</p>	<p>構造設計一級建築士には、その業務の適正な実施の観点から、構造設計について高度の専門的知識が求められることを踏まえ、構造関係規定に関する科目及び建築物の構造に関する科目を内容とする構造設計一級建築士講習の受講を要件としているものです。 なお、構造計算適合性判定資格者については、実務経験の状況を考慮した上で、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する予定です。</p>
<p>管理建築士講習における「建築士法その他関係法令に関する科目」の内容は、建築士事務所に関する事項に加え、建築士の業務に関する事項(法第18条から第22条まで)も追加すべきではないか。</p>	<p>管理建築士は、建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括する役割を担うことから、建築士事務所に関する事項を講義内容としているところです。 なお、建築士事務所に所属する全ての一級、二級及び木造建築士に義務づけられる定期講習において、建築士の業務に関する事項も含め、建築士法の最近の改正内容等を講義内容としております。</p>
<p>講義内容に「断熱設計に関する留意点とチェック方法」に関する時間を設けるべき。</p>	<p>定期講習において、設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術等を講義内容として定めており、その中で、断熱設計等についても、該当する事項があれば、必要に応じて講義が行われることとなります。</p>
<p>構造設計一級建築士は、構造設計に関する一般的な知識はあると考えられることから、構造関係規定の変更点、法適合性判定で判明した問題点、最新の構造技術トピックス、地震の被害事例等に限定して講習を実施すべき。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととしています。</p>
<p>構造設計者としての倫理を構造設計一級建築士講習の内容に加えるべき。</p>	<p>職業倫理は、建築物の構造に関する科目の講義内容において、構造設計一級建築士の役割、義務及び責任として含まれています。 また、職業倫理は、構造設計者のみならず全ての建築士に必要な内容であることから、一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習の講義内容として、建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理を定めています。</p>
<p>構造設計一級建築士講習について、講習会場から遠い場合には大きな負担となることから、講習を1日で終わらせる時間を設定すべき。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、修了考査も含め、3～4日程度の講習となるよう、講義時間を定めています。</p>
<p>構造設計一級建築士講習を受講した場合、一級建築士の定期講習の受講を免除することを検討すべき。</p>	<p>構造設計一級建築士講習及び構造設計一級建築士定期講習は、講義内容が構造に限定されているため、構造設計一級建築士講習又は構造設計一級建築士定期講習を受講した場合であっても、一級建築士の定期講習を受講していただく必要があります。</p>